

❀ いよいよ始まりました！

「気になる年金記録、」再確認キャンペーン

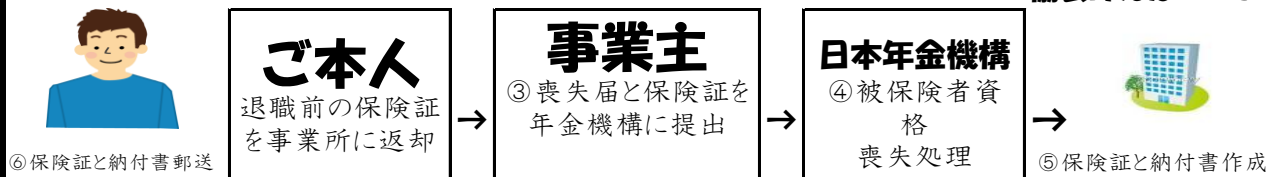
日本年金機構では、年金記録問題の解決に向けた様々な取組を進めていますが、まだ多数の持ち主不明記録が残っています。今回、あらためてご自身の年金記録に「もれ」「誤り」がないかどうかの確認をしていただくためのキャンペーンを実施し、再確認の呼びかけを行っています。実際、転職が多かった方、姓（名字）が変わったことのある方、いろいろな名前の読み方がある方などが実際に調べてみたところ、約9人に一人の割合で年金記録が見つかっています。従業員のみなさまで、年金記録が気になっている方がいらっしゃいましたら、ぜひこの機会に、年金相談センターへご相談いただくよう、呼びかけをお願いします。詳しくは、【ねんきんネット】検索 または、0570-058-555へ ねんきんネット専用ダイヤル！！

《退職後の健康保険加入のご案内》

退職後の健康保険には、「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険（被扶養者）」の3つの方法があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、選択された健康保険にお手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き	協会けんぽ 新潟支部	佐渡市 市民生活課 国保係	ご家族の勤務先 （被扶養者）
加入条件	■退職日まで被保険者期間が継続して2カ月以上あること。 ■退職日の翌日から20日以内に手続きすること。		■ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 （ご家族の勤務先にお問い合わせください）
保険料	■保険料は、退職前に控除された保険料を2倍にした額になります。（ただし、保険料の上限があります）	■保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。	■被扶養者の保険料負担はありません

①資格取得申出書を退職日の翌日から20日以内に協会けんぽに提出 → 協会けんぽ ②受付



金融円滑化相談窓口のご案内（新潟財務事務所 025-281-7504）



① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応について、ご質問・ご相談はございませんか。

② 借入れや返済について、取引金融機関との間で困りのことはございませんか。

③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の活用について、ご相談はございませんか。



☆さまざまなご質問やご相談にお答えいたします。助言等も積極的に行います^(※)。

☆ご相談内容に応じて専門の機関^(**)をご紹介します。どうぞ遠慮なく、ご相談ください。

- (※) ご同意いただければ、金融機関への事実確認等を行います。
 (***) 地方公共団体、経済産業局、信用保証協会、政府系金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構等
 ⇒ 具体的なお問い合わせ先については、裏面をご覧ください。

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

- 金融機関が、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、円滑化法の期限到来後においても何ら変わりません。
⇒ 検査・監督を通じて金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します。
- 金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう促します。

※ 詳しくは、下記ウェブサイトもご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu/danwa121101.pdf>